

資料 2

第48回文部科学省政策評価に関する
有識者会議（平成30年1月26日）

政策立案の改善に関する 政府の取組について

政府全体におけるEBPM推進体制の構築に至る背景

平成28年12月21日 第22回経済財政諮問会議（議長：内閣総理大臣）

「統計改革の基本方針」決定

- (1) 正確な景気判断のためのGDP統計を軸にした経済統計の改善
- (2) 府省横断的な統計整備の推進
- (3) 統計委員会・統計行政部門の強化等
- (4) 公的統計の整備に関する基本的な計画の前倒し改定
- (5) 統計改革推進会議（仮称）の設置
 - ・政府全体におけるEBPMの定着、国民のニーズへの対応等統計行政部門を超えた見地から推進



平成29年5月19日 第3回統計改革推進会議（議長：内閣官房長官）

「統計改革推進会議最終取りまとめ」決定

- (1) EBPM推進体制の構築
 - ・各府省に「EBPM推進統括官（仮称）」を設置
 - ・EBPM推進統括官（仮称）からなる「EBPM推進委員会（仮称）」を設置
 - ・政策、施策、事務事業の各段階におけるEBPMの推進
 - 経済・財政再生計画：制度・政策効果分析等の歳出改革のミクロ分析等
 - 政策評価：統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記等
 - 行政事業レビュー：行政事業レビューシートに成果目標の根拠として用いた統計等データの明記等
- (2) ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進
 - ・各府省が統計等データの提供等の判断を行うに当たっての基本的なガイドラインの策定
- (3) 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化
 - ・EBPM人材の確保・育成等に関する方針の策定

統計改革推進会議最終取りまとめ（抄）

欧米諸国では、客観的な証拠に基づくエビデンス・ベースでの政策立案への取組が比較的進んできたのに比べ、我が国では、これまで、統計の最大のユーザーである政府の政策立案において、統計や業務データなどが十分には活用されず、往々にしてエピソード・ベースでの政策立案が行われているとの指摘がされてきた。

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、**証拠に基づく政策立案**（EBPM。エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）を推進する必要がある。

政府全体におけるEBPM推進体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT本部）

根拠規定：高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十五条

本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣府IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣等及び民間有識者

官民データ活用推進戦略会議

根拠規定：官民データ活用推進基本法第二十条

議長：内閣総理大臣、副議長：内閣府IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長を除く全国務大臣等及び民間有識者

官民データ活用推進基本計画実行委員会

根拠規定：官民データ活用推進基本計画実行委員会の開催について（平成29年3月31日官民データ戦略会議会長決定）

会長：村井 純 慶應義塾大学教授

構成員：各省庁局長級及び民間有識者

※文部科学省：大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官

EBPM推進委員会

根拠規定：EBPM推進委員会の開催について（平成29年7月31日基本計画実行委員会会長決定）

会長：内閣官房副長官補（内政担当）

副会長：内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局長）

構成員：各府省局長、審議官級等

※文部科学省：大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官

EBPM推進委員会幹事会

根拠規定：EBPM推進委員会幹事会の開催について（平成29年8月1日EBPM推進委員会会長決定）

座長：内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）

構成員：各府省課長級等

※文部科学省：大臣官房政策課長

開催実績：

第1回（平成29年11月29日）

主な議事：EBPM推進の「次の一手」に向けたヒント集について（参考資料1）

第2回（平成29年12月26日（持ち回り開催））

主な議事：EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針の骨子案について（参考資料2）

統計等データの提供等の判断のためのガイドラインの骨子案について（参考資料3）

文部科学省におけるEBPMに係る取組

